

熊本県過疎地域自立促進計画

平成28年度～平成32年度

平成28年3月

熊 本 県

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 自立促進のための基本方針	
	(2) 自立促進のための重点事項	
2	産業の振興	3
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	7
	(1) 基幹的な市町村道等の整備	
	(2) 都道府県道等の整備	
	(3) 交通確保対策	
	(4) その他	
4	生活環境の整備	16
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	17
6	医療の確保	19
	(1) へき地医療・無医地区対策	
7	教育の振興	20
8	地域文化の振興等	21
9	集落の整備等	22
10	過疎地域市町村に対する行財政上の援助	23
	○熊本県過疎地域区域図	31

1 基本的な事項

本県では、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づき、先に、県が行う過疎地域の自立促進のための対策の大綱として、また、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の策定指針として、熊本県過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を策定した。

この自立促進方針は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を対象期間とするものであり、以下の基本的な方向により、過疎地域の自立促進に取り組んでいくこととしている。

（1）自立促進のための基本方針

人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市部への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。

平成27年には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、地域における集落生活圏において、必要な生活サービスの提供や、収入を得るための事業が、将来にわたって継続できるようにするために、集落生活圏を維持していくことの重要性が指摘されているところである。

本県では、本年10月に「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、県民一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしを送ることができるような熊本づくりに取り組むこととした。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有している。その機能を今後も維持していくためには、過疎地域の住民が、生き生きと安心してそこに暮らし、住み続けられることが重要である。そのため、次代につながる持続可能な地域づくりに取り組むとともに、昨今の「田園回帰」の流れを好機と捉え、過疎地域が暮らしの場として選ばれるような対策を講じる必要がある。

そこで、本県においては、出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、道路整備や生活環境の整備、医療、福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に引き続き取り組む。また、老朽化や人口減少等による利用需要の変化に応じた、公共施設等の計画的な管理を行う。

次に、持続可能な地域を構築し、今後も集落を維持するための、集落生活圏における、買い物支援や高齢者等の見守り、生活交通などの様々なネットワーク化や「小さな拠点」づくりの施策や防災対策に取り組み、住民が安心してそ

こに住み続けられる仕組みづくりを行うなど、過疎地域における住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築を図る。

さらに、新たな特産品開発や新たな産業の創出など、農林水産業をはじめとした各種産業の振興や都市と地域の交流・移住促進、地域文化の保存・伝承等により、住民の「なりわい」を創出・継承する取組みを促進する。

(2) 自立促進のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の視点を持って過疎地域の自立促進に向けた振興策を展開する。

①地域における一定の生活基盤・水準の確保

- ・ 道路整備や生活環境の整備
- ・ 医療、福祉、教育サービスの維持・確保

②住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築

- ・ 買い物支援、高齢者等の見守り、生活交通の確保などの様々なネットワーク化や「小さな拠点」づくり等の施策の推進
- ・ 防災対策

③住民の「なりわい」を創出・継承する取組みの促進

- ・ 新たな特産品開発、新たな産業の構築など農林水産業をはじめとした各種産業の振興
- ・ 農業体験交流や移住に向けた PR 活動など都市と地域の交流・移住促進
- ・ 地域文化の保存・伝承

この自立促進方針を踏まえ、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、「熊本県過疎地域自立促進計画」を策定する。

なお、この計画の期間は、自立促進方針の対象期間である平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とするが、計画の内容については、経済・社会情勢等の変化に対応するため、財政計画等の状況も踏まえ、毎年ローリング方式により変更を行う。

2 産業の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興を始め、商業の振興や地場産業の振興、起業の促進、観光・レクリエーションの振興等を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
農業の振興 経営体育成基盤整備事業	両併西部地区（南阿蘇村）等を受益地とした、区画整理、暗渠排水及び客土等の工事の実施。また、老朽化した用排水路や農道の生産基盤の整備と経営体の育成。 実施地区：両併西部地区、長坂地区、第一湯前地区
畑地帯総合整備事業	御領南地区（天草市）等を受益地とした、生産性の合理化に資する生産基盤の整備及び担い手の経営の安定化等を図るための生産・集落環境整備。 実施地区：御領南地区、大久保地区、大口西部地区
基幹水利施設ストックマネジメント事業	前潟地区（天草市）等を受益地とした、県営事業等により造成された排水機場等の基幹的水利施設の補強・補修。 実施地区：前潟地区、百太郎溝地区
農業水利施設保全合理化事業	第二多良木地区（多良木町）を受益地とした、水管理の省力化、農業水利施設の長寿命化や安全性の向上により担い手への農地集積を加速化するための農業用排水施設の新設及び更新の実施。 実施地区：第二多良木地区
地域用水環境整備事業	雄亀滝地区（美里町）を受益地とした、農業水利施設の地域用水機能としての維持増進を図るため、歴史的価値を有する農業水利施設等の価値に配慮した施設の補修等の実施。 実施地区：雄亀滝地区

<p>県営中山間地域総合整備事業</p>	<p>美里地区（美里町）等、地形条件等の不利な中山間地域において、将来的な農村集落の活性化を目的とした農業生産基盤や農村生活環境の整備。</p> <p>実施地区：美里地区、中島地区、矢部南部地区、菊池東部2期地区、南関西地区、南関東地区、和水西部地区、和水東部地区、阿蘇やまなみ2期地区、坂梨・古城地区、七浦地区、芦水地区、天草中央中地区、天草中央南地区、天草中央北地区</p>
<p>林業の振興 豊かな森林づくり人材育成事業</p>	<p>林業関係高校生や林業就業希望者を対象とした林業体験学習等の実施及び、現在雇用されている林業従事者の技術研修や就労環境改善等の支援。</p>
<p>水産業の振興 水産基盤整備事業 ①水産流通基盤整備事業 ②水産生産基盤整備事業 ③水産物供給基盤機能保全事業</p>	<p>水産物の流通の拠点となる漁港において、水産物の品質・衛生管理の向上及び陸揚げ・集出荷機能の強化等に資する漁港の整備。</p> <p>実施地区：牛深漁港</p> <p>水産物の安定供給に資する漁港施設の整備。</p> <p>実施地区：御所浦漁港</p> <p>施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮減と平準化を図りながら、既存施設の機能を保全。</p> <p>実施地区：牛深漁港、御所浦漁港、二江漁港、大江漁港、大多尾漁港、佐伊津漁港、宮田漁港、下桶川漁港、樋合漁港、鳩之釜漁港、</p>

<p>④水産環境整備事業</p> <p>⑤漁港施設機能強化事業</p> <p>⑥漁村再生交付金事業</p>	<p>合串漁港、丸島漁港</p> <p>漁場生産力の回復を図るため、底質改善及び干潟の造成等の実施。 実施箇所：天草西漁場</p> <p>高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備。 実施箇所：鳩之釜漁港、丸島漁港</p> <p>個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的な整備の推進。 実施箇所：下桶川漁港</p>
<p>地場産業の振興</p> <p>リーディング企業創出支援事業</p>	<p>高い付加価値を産み出し、県経済を牽引するリーディング企業となることを目指し成長に向けた計画を有している中小企業をリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業として認定し、総合的・継続的な支援を実施。</p>
<p>起業の促進</p> <p>インキュベーション施設運営管理事業</p>	<p>本県は、平成14年に起業家育成施設「夢挑戦プラザ21」、平成21年に「夢挑戦プラザ県北」及び「夢挑戦プラザ県南」を設置し、新規創業者等に対して創業支援の充実を図っている。また、平成18年から（独）中小企業基盤整備機構の起業家育成施設「くまもと大学連携インキュベータ」に支援人材を配置し、入居するベンチャー企業の研究開発及び事業展開を支援。</p> <p>本事業による上記施設4カ所の運営・管理（入居者募集、支援人材の配置、施設管理、地域中小企業支援等）、IM養成及び入居者支援（研修、展示開催等）の実施。</p>

<p>ワサモンのまちづくり推進事業</p>	<p>本事業は、本県に魅力的な起業の場を創り、県内での若者の起業と定住を促進させることにより、県外への人材流出を抑制することを目的とし、県内の若者を対象とした起業家育成プログラム、ホームページなどを活用した起業の普及啓発活動、ビジネスプランコンテスト等を実施。</p>
<p>商業の振興 伴走型小規模事業者連携 ビジネス支援事業</p> <p>産業活性化資金</p>	<p>商工団体が行う小規模事業者の伴走型支援（商品開発・販路開拓等）に対する助成。 補助率 県 10/10</p> <p>県内の地場産業の振興や過疎地域等の市町村における中小企業の振興を図ることを目的とした過疎地域等の市町村の商工業やその他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業を営む中小企業者に対する融資。</p>
<p>観光又はレクリエーション 「選ばれる観光地くまもと」観光キャンペーン展開 事業</p>	<p>観光客のニーズに合わせた、旅行会社や交通事業者等と連携した観光キャンペーンを展開。</p>
<p>港湾の整備 社会資本整備交付金（防 災・安全）</p> <p>社会資本整備交付金（地域 活性化）</p>	<p>港湾施設において、老朽化や利用効率の低下した施設の適切な補修・改良。</p> <p>三角西港の緑地整備。</p>

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進

(1) 基幹的な市町村道等の整備

過疎法第14条の規定に基づき、市町村が管理する基幹的な農道、林道等（過疎地域とその他の地域を連絡するものを含む。）を、県が市町村に代わって整備する。

事業名	事業内容	市町村名
農道 一般農道	(1)新設・改良 1路線 2,600m 戸馳2期 幅員 7.0m 延長 2,600m	宇城市 (旧三角町の区域)
林道 森林基幹道	(1)新設 8路線 46,348m 梅木鶴線 幅員 4.0m 延長 341m 岡大槻線 幅員 4.0m 延長 3,525m 湯山峠小崎線 幅員 4.0m 延長 8,064m 川島大岩線 幅員 4.0m 延長 8,478m 池ノ原走水線 幅員 4.0m 延長 7,100m 槻木北線 幅員 4.0m 延長 3,112m 瀬目下谷線 幅員 4.0m 延長 9,300m 二本杉葉木線 幅員 4.0m 延長 6,428m	水上村 球磨村 水上村 球磨村 八代市(旧東陽村、 旧坂本村の区域) 多良木町 五木村 八代市 (旧泉村の区域)
森林管理道	(1)新設 1路線 6,200m 洞岳線 幅員 4.0m 延長 6,200m	美里町

(2) 都道府県道等の整備

日常生活拠点間及び圏域間の連絡の強化、地域連携軸の基礎となる交通体系を整備するため、次のとおり道路を整備する。

事業名	事業内容	市町村名
国道 (知事管理分)	(1)改良 20路線 49,507m 国道266号 幅員 10.5m 延長 3,740m (大矢野バイパス)	宇城市(旧三角町の区域)、上天草市

(国道続き)	国道 324号 幅員 10.5m 延長 1,344m (本渡道路)	天草市
	国道 324号 幅員 10.5m 延長 500m (知十橋)	上天草市
	国道 219号 幅員 8.5m 延長 975m (山口工区)	球磨村
	国道 219号 幅員 8.5m 延長 1,250m (多武除2工区)	球磨村
	国道 219号 幅員 8.5m 延長 1,300m (神瀬工区)	球磨村
	国道 219号 幅員 8.5m 延長 1,400m (伊高瀬工区)	球磨村
	国道 266号 幅員 11.0m 延長 2,730m (高戸バイパス)	上天草市
	国道 266号 幅員 7.5m 延長 300m (二間戸2工区)	上天草市
	国道 266号 幅員 9.75m 延長 2,100m (望薩峠拡幅)	上天草市、天草市
	国道 325号 幅員 23.25m 延長 1,800m (鹿本拡幅)	山鹿市
	国道 388号 1.5車線の整備 延長 2,800m (湯山峠拡幅)	水上村
	国道 389号 幅員 10.0m 延長 3,520m (下田南バイパス)	天草市
	国道 443号 幅員 7.0m 延長 948m (佐俣拡幅)	美里町
	国道 443号 幅員 9.25m 延長 2,800m (石原椿拡幅)	美里町
	国道 445号 幅員 7.0m 延長 1,700m (早楠拡幅)	美里町
	国道 445号 1.5車線の整備 延長 2,000m (早楠2拡幅)	美里町
	国道 445号 幅員 7.0m 延長 7,515m (五家荘バイパス)	八代市(旧泉村の区域)
	国道 445号 幅員 7.0m 延長 780m (椎原バイパス)	八代市(旧泉村の区域)

(国道続き)	国道 445 号 幅員 7.0m 延長 10,000m (泉～相良バイパス) (2)橋梁補修事業 14 路線 国道 219 号外 (3)トンネル補修 13 路線 国道 212 号外 (4)災害防除事業 11 路線 国道 219 号外 (5)舗装補修事業 13 路線 国道 212 号外 (6)道路施設修繕事業 12 路線 国道 212 号外	五木村、八代市(旧泉村の区域) 八代市外 22 市町村 八代市外 12 市町村 八代市外 8 市町村 八代市外 25 市町村 八代市外 26 市町村
県道	(1)改良 95 路線 80,270m 稲生野甲佐線 幅員 12.0m 延長 1,000m (北中島工区) 本渡港線 幅員 15.0m 延長 430m (港町工区) 三本松甲佐線 幅員 7.0m 延長 570m (甲佐平工区) 三本松甲佐線 幅員 7.0m 延長 800m (畝野工区) 郡浦網田線 幅員 5.0m 延長 250m (郡浦工区) 圀砥用線 幅員 5.0m 延長 480m (川越工区) 和仁菊水線 幅員 7.5m 延長 1,100m (太田黒・江栗工区) 玉名立花線 幅員 12.0m 延長 900m (内田工区)	山都町 天草市 美里町 美里町 宇城市 (旧三角町の区域) 美里町 和水町 和水町

(県道続き)	大牟田南関線 (久重工区)	幅員 7.0m	延長 827m	南関町
	和仁菊水線 (西吉地工区)	幅員 10.0m	延長 900m	和水町
	山鹿植木線 (北谷工区)	幅員 9.75m	延長 900m	山鹿市
	山鹿植木線 (南島工区)	幅員 11.0m	延長 700m	山鹿市
	菊池鹿北線 (岩野工区)	幅員 7.0m	延長 300m	山鹿市
	植木山鹿線 (持松工区)	幅員 10.0m	延長 800m	山鹿市
	津留鹿本線 (久原工区)	幅員 9.75m	延長 500m	山鹿市
	和仁山鹿線 (平小城工区)	幅員 9.75m	延長 1,200m	山鹿市
	津留鹿本線 (御宇田工区)	幅員 7.0m	延長 724m	山鹿市
	竈門菰田山鹿線 (椿井工区)	幅員 11.0m	延長 900m	山鹿市
	日田鹿本線 (矢谷工区)	幅員 5.0m	延長 600m	山鹿市
	山鹿植木線 (合里工区)	幅員 9.75m	延長 100m	山鹿市
	辛川鹿本線 (中川工区)	幅員 7.5m	延長 100m	山鹿市
	熊本高森線 (高森工区)	幅員 10.0m	延長 980m	高森町
	熊本高森線 (久石工区)	幅員 10.0m	延長 3,000m	南阿蘇村
	南小国上津江線 (中原工区)	幅員 9.75m	延長 1,200m	南小国町
	笹倉久住線 (産山工区)	幅員 7.0m	延長 450m	産山村
	立野停車場線 (立野工区)	幅員 9.25m	延長 315m	南阿蘇村

(県道続き)	高森波野線 (滝水工区)	幅員 10.0m	延長 1,200m	阿蘇市 (旧波野村の区域)
	河陰阿蘇線 (長陽工区)	幅員 6.5m	延長 2,070m	南阿蘇村
	津留柳線 (野尻工区)	幅員 7.0m	延長 1,200m	高森町
	南小国波野線 (山鹿工区)	幅員 7.0m	延長 600m	産山村
	北里宮原線 (宮原工区)	幅員 7.0m	延長 1,000m	小国町
	竹田五ヶ瀬線 (津留工区)	幅員 5.0m	延長 100m	高森町
	満願寺黒川線 (満願寺工区)	幅員 7.0m	延長 1,200m	南小国町
	稻生野甲佐線 (中横田工区)	幅員 10.0m	延長 1,060m	甲佐町
	柿原入佐線 (下名連石工区)	幅員 9.25m	延長 1,350m	山都町
	矢部阿蘇公園線 (御所工区)	幅員 9.75m	延長 513m	山都町
	仏原高森線 (仏原工区)	幅員 5.0m	延長 700m	山都町
	小峰川内線 (川野工区)	幅員 5.0m	延長 570m	山都町
	河内矢部線 (麻山工区)	幅員 7.0m	延長 1,300m	山都町
	清和砥用線 (目丸工区)	幅員 5.0m	延長 660m	山都町
	河内矢部線 (橘工区)	幅員 5.0m	延長 1,000m	山都町
	横野矢部線 (葛原工区)	幅員 5.0m	延長 370m	山都町
	芦北坂本線 (百済木工区)	幅員 9.25m	延長 1,550m	八代市 (旧坂本村の区域)
	小川泉線 (落合工区)	幅員 7.0m	延長 660m	八代市 (旧泉村の区域)

(県道続き)	中津道八代線 (大門工区)	幅員 5.0m	延長 940m	八代市 (旧坂本村の区域)
	小鶴原女木線 (深水工区)	幅員 5.0m	延長 630m	八代市 (旧坂本村の区域)
	小川八代線 (南工区)	幅員 5.0m	延長 1,218m	八代市 (旧東陽村の区域)
	小川泉線 (柿迫工区)	幅員 7.0m	延長 500m	八代市 (旧泉村の区域)
	水俣田浦線 (大迫工区)	幅員 11.0m	延長 700m	水俣市
	水俣田浦線 (福浦2工区)	幅員 7.0m	延長 1,670m	津奈木町
	水俣田浦線 (湯の児工区)	幅員 9.5m	延長 700m	水俣市
	湯出大口線 (湯出工区)	幅員 7.0m	延長 380m	水俣市
	芦北坂本線 (宮浦工区)	幅員 9.25m	延長 400m	芦北町
	芦北坂本線 (やびつ坂工区)	幅員 7.0m	延長 300m	芦北町
	二見田浦線 (二見工区)	幅員 9.25m	延長 500m	芦北町
	芦北坂本線 (宮浦2工区)	幅員 9.75m	延長 680m	芦北町
	水俣田浦線 (福浦工区)	幅員 9.5m	延長 800m	芦北町
	水俣田浦線 (福浦3工区)	幅員 7.0m	延長 660m	津奈木町
	水俣出水線 (長崎工区)	幅員 7.0m	延長 320m	水俣市
	古石天月線 (告工区)	幅員 5.0m	延長 1,300m	芦北町
	球磨田浦線 (横居木工区)	幅員 7.0m	延長 300m	芦北町
	人吉水俣線 (古里工区)	幅員 7.0m	延長 640m	水俣市

(県道続き)	湯出大口線 (頭石工区)	幅員 7.0m	延長 834m	水俣市
	越小場湯浦線 (古石工区)	幅員 7.0m	延長 920m	芦北町
	深川津奈木線 (染竹工区)	幅員 7.0m	延長 800m	津奈木町
	人吉水上線 (黒肥地工区)	幅員 9.75m	延長 1,600m	多良木町
	錦湯前線 (久米工区)	幅員 9.5m	延長 1,100m	多良木町
	梶屋多良木線 (多良木工区)	幅員 14.0m	延長 733m	多良木町
	小鶴原女木線 (小鶴工区)	幅員 5.0m	延長 500m	五木村
	遠原渡線 (三ヶ浦工区)	幅員 5.0m	延長 2,210m	球磨村
	中河間多良木線 (槻木工区)	幅員 5.0m	延長 1,620m	多良木町
	幸野染田線 (浜川工区)	幅員 5.0m	延長 990m	湯前町
	高沢一勝地線 (中園工区)	幅員 7.0m	延長 180m	球磨村
	一勝地神瀬線 (一勝地工区)	幅員 5.0m	延長 320m	球磨村
	人吉水俣線 (線香山工区)	幅員 5.0m	延長 400m	球磨村
	相良人吉線 (初神工区)	幅員 4.0m	延長 450m	相良村
	五木湯前線 (川内工区)	幅員 7.0m	延長 420m	水上村
	相良人吉線 (尾崎工区)	幅員 5.0m	延長 450m	山江村
	五木湯前線 (竹の川工区)	幅員 5.0m	延長 100m	五木村
	西の園中里線 (中里工区)	幅員 5.0m	延長 400m	湯前町

(県道続き)	上椎葉湯前線 (江代工区)	幅員 5.0m	延長 1,250m	水上村
	宮地岳今田線 (中の平工区)	幅員 7.5m	延長 1,720m	天草市
	本渡牛深線 (下平工区)	幅員 7.0m	延長 560m	天草市
	碓石中田線 (碓石工区)	幅員 10.5m	延長 1,530m	天草市
	本渡牛深線 (宮野河内工区)	幅員 7.0m	延長 2,552m	天草市
	牛深天草線 (二浦工区)	幅員 7.0m	延長 2,500m	天草市
	有明倉岳線 (楠甫工区)	幅員 7.0m	延長 580m	天草市
	坂瀬川御領線 (城河原工区)	幅員 7.0m	延長 210m	天草市
	引地本町線 (本町工区)	幅員 7.0m	延長 800m	天草市
	満越城本線 (中工区)	幅員 10.0m	延長 620m	上天草市
	河内上津浦港線 (下津浦工区)	幅員 7.0m	延長 1,644m	天草市
	松島馬場線 (大山工区)	幅員 7.0m	延長 1,160m	上天草市
	宮地岳本渡線 (方原工区)	幅員 7.0m	延長 900m	天草市
	下浦馬場線 (金焼工区)	幅員 8.0m	延長 240m	天草市
	本渡下田線 (半河内工区)	幅員 7.0m	延長 210m	天草市
	(2)橋梁補修事業 148 路線 県道宮原五木線外			八代市外 26 市町村
	(3)トンネル補修 29 路線 県道天瀬阿蘇線外			八代市外

	(4)災害防除事業 37 路線 県道坂本人吉線外	13 市町村 八代市外 16 市町村
	(5)舗装補修事業 51 路線 県道玉名八女線外	八代市外 26 市町村
	(6)道路施設修繕事業 33 路線 県道大牟田植木線外	八代市外 26 市町村
農道 農免農道	(1)新設・改良・保全 1 路線 1,365m 郡浦 3 期 幅員 7.0m 延長 1,365m	宇城市 (旧三角町の区域)

(3) 交通確保対策

地域住民の交通手段の維持・確保を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
生活交通路線維持費補助事業	生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るためのバス事業者に対する補助
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	鉄軌道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対する補助
肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業	肥薩おれんじ鉄道の鉄道基盤設備維持費に対する補助

(4) その他

都市部と過疎地域との交流を促進するため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
地域間交流の促進 移住・定住の推進	移住・定住について、ホームページや移住フェア等による情報発信等を行い、地域の活性化及び移住・定住者の増加に向けた取組みを推進。

4 生活環境の整備

過疎地域において快適な生活環境を整備するため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容	市町村名
防災ダム事業	清願寺地区（あさぎり町）を受益地とした、洪水被害の未然防止や地域住民の安全を確保するための、洪水調節ダム及びその関連施設の新設又は改修。 実施地区：清願寺地区	あさぎり町
ため池等整備事業	蓑谷地区（湯前町）等を受益地とした、農地や農業用施設の災害の未然防止を図るための、ため池等の整備。 実施地区：蓑谷地区、山鹿東地区	湯前町、 山鹿市
地すべり対策事業	浦地区（天草市）等を受益地とし、地すべり防止区域を対象として地すべり発生要因を抑制杭や水抜工等により抑制・抑止し、地すべりによる災害の発生を未然に防止。 実施地区：浦地区、棚底地区、陣の平地区	天草市、 南関町
特定農業用管水路等特別対策事業	砥用地区（美里町）等を受益地とし、石綿等が使用されている農業用管水路及の撤去及び代替製品への更新を行い、住民等への健康被害を防止。 実施地区：砥用地区、仁原地区、免田川地区	美里町、 多良木町、 湯前町、 あさぎり町
海岸保全施設整備事業	一町田地区（天草市）等を受益地とした、高潮等海水による浸食の被害から背後の農地および地域住民の生命や財産を守るための海岸保全区域内にある堤防や樋門等の整備。 実施地区：一町田地区、天草海岸地区、 天草海岸第2地区、上天草海岸地区	天草市、 上天草市

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者や児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
高齢者支援	<p>老人クラブ等の活動を促進することで、高齢者の健康づくりと社会参加を支援するとともに、介護予防や健康づくりの推進により要支援・要介護状態の重度化を予防する。</p> <p>また、孤立化した（引きこもり）高齢者の見守りや虐待防止等のネットワークの構築を図るとともに、認知症サポーターの養成等により地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制を整備する。</p> <p>さらに、施設等の計画的な整備をはじめ、中山間地等における在宅・生活支援サービス基盤づくりの支援などにより、地域の実情に応じたサービスの基盤整備を図るとともに、介護サービス事業所の指導・支援や地域密着型サービスに係る市町村の支援等により、介護サービスの質の確保・向上を図る。</p> <p>これらの施策により、医療や介護を必要とする状態になっても住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができる地域包括ケアシステムの実現を図る。</p>
子育て支援	<p>児童の健やかな育成に必要な児童福祉サービスを受けられるようにするため、延長保育、休日保育及び放課後児童クラブ事業など、市町村が実施する地域の実情に合った子育て支援事業を支援する。</p> <p>また、平成19年に制定した「熊本県子ども輝き条例」に定める「肥後っ子の日（毎月15日）」の普及啓発等を行うことにより、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運を高める。</p>

障がい者支援	障がい者が自立し、地域で安心して生活できるよう、居宅介護や日中活動系サービス、グループホーム等の障害福祉サービス等の充実を図るとともに、障がい者に対する理解や地域での交流の促進を図る。
障がい児及びその家族への支援	療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備や質の向上を図る。
障がい者福祉施設整備事業	障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助し、障がい者が地域で生活するため住まいの場の確保など障害福祉サービスの基盤を整備する。 補助率 国 1/2 県 1/4
やさしいまちづくり	高齢者や障がい者を取りまく意識上、制度上、物理的な障壁を取り除き、県民誰もがいきいきと暮らせるような社会を築く「やさしいまちづくり」を推進する。
地域福祉の推進	高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉を推進する。

6 医療の確保

(1) へき地医療・無医地区対策

過疎地域における医療の確保を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
その他	
自治医科大学運営及び卒業医師派遣事業	地域医療に従事する医師の養成を目的とした自治医科大学の運営費を負担する。また、へき地医療に従事する医師の確保を図るため、当該医師をへき地等の医療機関へ派遣する。
地域医療支援機構運営事業	へき地医療拠点病院をはじめ、医師が不足する地域の医療機関に、熊本県医師修学資金の貸与を受けた医師の配置の調整を図る。
へき地医療支援機構運営事業	へき地医療の推進を図るため、へき地医療支援を広域的かつ組織的に行えるよう、「へき地医療支援機構」を運営する。
へき地医療拠点病院運営費補助事業	へき地医療確保のため、へき地医療拠点病院が実施するへき地医療活動費に対して補助を行う。 補助率 国 1/2 県 1/2
へき地医療拠点病院設備整備費補助事業	へき地医療拠点病院が行う、へき地医療に必要な医療機器の整備費に対して補助を行う。 補助率 国 1/2 県 1/2
在宅医療連携推進事業	二次医療圏ごとに、医療、介護、行政等、多職種参加による在宅医療の課題等の検討、対応策の検討、研修会等を実施し、在宅医療の体制整備を図る。

7 教育の振興

過疎地域における教育の振興を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
くまもと県民カレッジ事業	<p>熊本県生涯学習推進センターが中心となり、県内の大学等高等教育機関、県、市町村、民間カルチャーなどが連携して、県民に学習機会を総合的に提供する。</p> <p>くまもと県民カレッジ</p> <ul style="list-style-type: none">・主催講座（前期・後期）・サテライト教室（県内6箇所）・リレー講座・連携講座
生涯学習情報提供事業	<p>くまもと県民カレッジ連携機関が提供する学習機会情報を、ホームページ「学びネットくまもと」及びパレアロビー等で広く県民に提供する。</p>

8 地域文化の振興等

地域の歴史や文化に根差した地域づくりを推進するため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
熊本県芸術文化祭	<p>メインとなるオープニングステージと併せて、県内各地で9月～12月に開催される文化事業（200程度）に参加いただき、県内一円で開催するもの。一つのプログラムとして取りまとめて県内各地に広報し、県民の文化事業への参画を促す。</p>
くまもと子ども芸術祭	<p>熊本県芸術文化祭の一環として、地域文化の継承を目的として、次世代を担う子どもたちを主体とした伝統芸能の舞台等を開催するもの。平成25年度から毎年度地域持ち回りで実施。 H28 山鹿市（予定）</p>
演奏家派遣アウトリーチ事業 （県立劇場指定管理者である（公財）県立劇場の自主文化事業として実施）	<p>地域においてクラシック音楽を身近なものとするため、公共ホールや学校等にアーティストを派遣して、開催市町村と共催で演奏会や出前授業等を実施し、鑑賞機会を提供するもの。</p>
鞠智城整備事業	<p>全国的に数少ない古代山城鞠智城跡の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する野外学習の場としての機能を充実させるとともに、歴史公園として整備。</p>

9 集落の整備等

集落の維持・活性化を図るため、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
集落サポートプロジェクト事業	過疎集落等を対象に、地域の実情に応じてモデル的に取り組む日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する事業を市町村に委託。
サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業	民間事業者が過疎地域を含む中山間地域等にサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合には、その整備費用の一部を補助する。 補助率 新築 1/5 改修 2/3 補助限度額 160 万円/戸

10 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

過疎地域市町村が地域の自立促進のために行う各種事業に対して、次のとおり支援を行う。

事業名	事業内容
産業の振興 農業の振興 農地集積加速化事業	県が指定する重点地区等において、「地域営農・農地集積計画」を策定し農地集積等を推進する農業者組織に対して、計画策定や計画に基づく担い手への集積等に対し、段階的に交付金を交付。 補助率 県・定額
中山間地域農地集積総合支援事業	担い手の確保に取り組む中山間地域において、「中山間地域営農・農地集積計画」を策定し農地集積等を推進する農業者組織に対して交付金を交付するとともに、計画に基づき参入する法人等に集積実績に応じた交付金等を交付 補助率 県・定額、1/3、1/2
熊本県農業農村整備推進交付金（特認事業：中山間地域型）	国庫補助事業の対象とならない小規模の生産基盤や生活環境の整備における市町村に対する交付金の交付。 交付率 県1/2又は定額
中山間地域農地集積促進事業	担い手への農地集積、農地中間管理機構への農用地貸出し等を要件に「県営中山間地域総合整備事業」の“ほ場整備工区”の農家負担を軽減するための農地集積促進費を交付。 交付率 ほ場整備事業費の最大5% 実施地区：美里地区、芦水地区
中山間地域等直接支払事業	耕作放棄地の増加等により、農業の持つ多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するため、市町村に対する交付金の交付。

<p>中山間サポート推進事業</p>	<p>交付率：国 1 / 2 (1 / 3) 県 1 / 4 (1 / 3)</p> <p>中山間及び棚田地域における指導員等（地域住民等）が行う多面的機能の啓発や保全活動等への補助。</p> <p>定額（上限 500 千円）</p>
<p>林業の振興 特用林産物施設化推進事業</p>	<p>特用林産物（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭等）の生産振興を推進するため、高品質化や低コスト化等を図る施設整備等を行う市町村、農協、林業関係団体、3 人以上の林業者の組織する団体等に対する補助。</p> <p>補助率 県 3 / 10 以内 市町村 1 / 10 以上</p>
<p>林業・木材産業振興施設等整備事業（森林・林業再生基盤づくり交付金）</p>	<p>森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、「望ましい林業構造の確立」、「特用林産の振興」、「木材利用及び木材産業体制整備」の推進に必要な取組について補助。</p> <p>補助率 国 1 / 3 ~ 1 / 2</p>
<p>間伐材供給安定化緊急対策事業</p>	<p>森林所有者の林業経営意欲の減退等により、間伐が必要な森林の間伐が進まないため、緊急に間伐を推進するとともに、間伐材の流通を促進するため、間伐材生産経費の一部を助成する市町村に対する補助。</p> <p>補助率 県 1 / 2</p>
<p>森林・林業・木材産業基盤整備交付金</p>	<p>林道や林業・木材産業施設など林業生産基盤の整備を推進するため、林道事業及び林業木材産業振興施設等整備事業等を実施する市町村に対し、一括交付金として交付し、市町村の自主性や創意工夫による効率的・効果的な基盤整備</p>

森林整備地域活動支援交付金事業

を支援する。

基盤整備事業で国庫補助の対象となる林道事業、林業木材産業振興施設等整備事業を行なう市町村に対して下記の交付率により交付金を交付する。

市町村は、交付金を国庫補助事業の補助残に充当するほか、林業生産性を向上させるため特認事業を行う。

なお、特認事業は、国庫補助事業の対象とならない小規模な事業等であって、地域産業の活性化や基盤施設の機能向上等に資するものを対象とする。

① 林道事業

交付率 9/100～14/100 以内

② 林業木材産業振興施設等整備事業

交付率 5/100 以内

③ 特認事業

1/2 以内

森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林経営計画作成や森林施業集約化促進等に必要な働きかけ等の地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対して交付金を交付する市町村への補助。

補助率 国 1/2 県 1/4

森林環境保全整備事業

森林の有する公益的機能の高度発揮と持続的、安定的な林業生産の基盤としての健全な森林資源の整備を図るため、再造林、鳥獣害防止施設、下刈り、間伐、森林作業道等の整備に対し助成するもの。

補助率 国 3/10～5/10、県 1/10～2/10

<p>民有林作業道災害復旧事業</p>	<p>自然災害で被災した森林作業道の復旧に対する助成〔県単独〕。</p>
	<p>補助率 復旧額の 40/100</p>
<p>森と担い手をつなぐ集約化促進事業のうち</p>	
<p>施業放置森林対策推進事業</p>	<p>市町村、林業事業体等を構成員とした地域協議会に対する支援を通じ、所有者不明又は森林経営に無関心な森林を早急に調査・把握して森林所有者の特定又は森林所有者への働きかけを行い、意欲ある担い手に森林経営や施業の委託を進めるとともに、森林所有者への情報提供や県外在住の森林所有者向けの相談会の開催を通じた森林経営意欲の喚起、意欲ある担い手への所有権移転に向けた支援による森林集積等の集約化を加速化するものである。</p>
	<p>実施主体 地域協議会</p>
	<p>補助率 定額補助</p>
<p>水産業の振興</p>	
<p>水産基盤整備事業</p>	
<p>①水産物供給基盤機能保全事業</p>	<p>施設管理の計画的な取組みにより、コスト縮減と平準化を図りながら、既存施設の機能を保全する市町村に対する補助。</p>
	<p>補助率 国 1/2～8/10</p>
<p>②漁港施設機能強化事業</p>	<p>高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化に係る整備する市町村に対する補助。</p>
	<p>補助率 国 1/2～8/10</p>
<p>③漁村再生交付金事業</p>	<p>漁港施設、漁場及び生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する市町村に対する補助。</p>
	<p>補助率 国 1/2～6/10</p>

<p>④漁業集落環境整備事業</p> <p>商業の振興 商店街まちづくり推進事業</p>	<p>水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する防災観戦施設や漁業集落排水施設等を整備する市町村に対する補助。</p> <p>補助率 国 1/2</p> <p>商店街などが行う商店街の環境整備の取組みを支援する市町村に対する助成</p> <p>補助率 県 市町村補助額の 1/2 以内</p>
<p>交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進 交通確保対策 生活交通維持・活性化総合 交付金交付事業</p> <p>生活航路維持緊急支援事業</p> <p>情報化の推進 情報通信格差是正事業</p>	<p>市町村が行う生活交通維持事業や活性化事業に要する経費に対し交付金を交付。</p> <p>地域において必要な生活航路の維持を通じ、地域住民の福祉の向上を図る市町村に対する補助。</p> <p>補助率 離島航路 1/2 半島航路 1/3</p> <p>生活に密着した情報通信基盤の整備を促進し、地域間の情報格差を是正するため、移動通信用鉄塔施設の整備を行う市町村に対する補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等エリア整備事業（携帯電話通信用の鉄塔の整備） <p>補助率 国 1/2（100世帯以上） 国 2/3（100世帯未満）</p>
<p>生活環境の整備 浄化槽設置整備事業</p>	<p>下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域において、浄化槽を整備する者に対して補助を行っている市町村に対する補助。</p>

<p>合併処理浄化槽整備促進事業</p> <p>市町村設置型浄化槽整備促進事業</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業交付金</p>	<p>補助率 国 1/3 県 1/3 (離島地域及び低酸素社会対応型浄化槽整備推進事業については、国 1/2 県 1/2)</p> <p>みなし浄化槽及びくみ取り便所から浄化槽へ転換した場合、浄化槽を整備する者に対して浄化槽設置整備事業に加え、上乘せ補助を行っている市町村に対する補助。 補助率 県 1/2</p> <p>下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域において、市町村が設置主体となって浄化槽整備を行う事業のうち、国の事業要件に該当しない市町村に対する補助。 補助率 県 1/2</p> <p>下水道や集落排水等の集合処理の対象ではない地域において、市町村が設置主体となって浄化槽整備を行う事業に対する交付金。 事業実施翌年度に事業費の 6.5%以内を交付</p>
<p>高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>老人福祉施設整備事業</p> <p>地域支援事業交付金交付事業</p>	<p>熊本県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、良質な老人福祉施設等の整備を促進するため、市町村及び社会福祉法人等に対して補助を行う。 補助額 県 改築(特養) : 240万円×整備定員 改築(養護) : 320万円×整備定員</p> <p>高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、以下に掲げる支援体制の構築等を一体的に推進する、市町村の地域支援事業に対する交付金。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における包括的な相談、支援体制 ・ 多様な主体の参画による日常生活の支援体制 ・ 在宅医療と介護の連携体制 ・ 認知症高齢者への支援体制 <p>補助率 国 25% 県 12.5% (総合事業) 国 39% 県 19.5% (包括的支援、任意事業)</p>
<p>介護基盤緊急整備事業</p>	<p>介護基盤の整備計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設基盤整備を行う市町村等に対して補助を行う。</p>
<p>特定健康診査等実施事業</p>	<p>市町村国民健康保険が行う特定健康診査・特定保健指導の実施に要する経費について、市町村に対して負担を行う。</p> <p>負担率 国 1/3 県 1/3</p>
<p>市町村健康増進事業</p>	<p>市町村内に居住地する 40 歳以上の者に対し、市町村が実施する健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周病疾患検査、骨粗しょう症検診等）に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>補助率 国 1/3 県 1/3</p>
<p>放課後児童クラブ施設整備事業</p>	<p>放課後児童クラブを整備する市町村又は社会福祉法人等に対して補助を行う。</p> <p>補助率 (市町村) 国 1/3 県 1/3 (社会福祉法人) 国 2/9 県 2/9</p>
<p>医療の確保 無医地区対策 へき地診療所運営費補助事業</p>	<p>へき地診療所運営が赤字となっている市町村に対して補助を行う。</p> <p>補助率 国 2/3</p>

<p>へき地診療所設備整備費補助事業</p>	<p>へき地診療所が行う、へき地医療に必要な医療機器の整備費について、市町村に対して補助を行う。 補助率 国 1/2</p>
<p>その他地域の自立促進に関し必要な事項 地域づくりチャレンジ推進事業</p>	<p>「政令誕生後の県内各地域の将来像」を踏まえた地域の活性化を目指し、市町村や地域住民による自主的な地域づくりの取組み及び複数市町村等が市町村域や県境を越えて連携した取組みを総合的に支援する。 補助率 県 1/2~3/4</p>

熊本県

1	玉名郡玉東町
2	八代郡氷川町

過疎関係市町村	27
過疎市町村 (2条1項)	22
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	2
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	5

